三 調 発 １ ６ ０ 号
令和８年１月３０日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会長　川 井 一 浩

令和７年４月１日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定が公表されたことに関する地積測量図の作成等における留意点について（通知）

平素は、当会の活動にご協力いただきありがとうございます。

日調連より通知がありました別添文書(日調連発第17号・262号)について、津地方法務局と協議し、別添通知の地積測量図に測地成果情報を記載することについては、経過措置期間を設けることとし、令和８年４月１日以降の申請より、別添通知の記載方法にて地積測量図を作成し提出すること、並びに不動産登記規則第93条不動産調査報告書(Ver2.7以降)に記載することになりました。
つきましては上記取り扱いにてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、法務局の事務処理において明らかに誤記と判断された場合は補正対象となりますが、上記が記載されていないことをもって却下はできないとの判断をいただいています。
また、上記経過措置期間の設置については、津地方法務局内での取り扱いですので、県外の法務局に申請される場合は、当該管轄法務局の取扱いに従っていただきますようお願いします。

日 調 連 発 第 1 7 号
令 和 7 年 5 月 7 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和 7 年 4 月 1 日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定が公表されたことに関する地積測量図の作成等における留意点について（通知）

本年 3 月 28 日付け日調連発第 381 号をもってお知らせした標記の改定に伴い、本年 4 月 1 日以降に行った測量結果を用いて地積測量図及び不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書の作成等における留意点について、下記のとおり通知します。

各土地家屋調査士会においては、本件の留意点を貴会会員に周知するとともに、管轄の法務局又は地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請について遺漏のないよう配意願います。

なお、本件については、法務省民事局民事第二課と協議済みであることを申し添えます。

記

1　標高成果の改定が明らかである基準点（国土地理院が管理する電子基準点、三角点、水準点等）を使用した場合は、「測地成果 2024」と記載する。

2　標高成果の改定がされていない基本三角点等（都道府県及び市区町村が管理する基準点（街区基準点を含む）、認定登記基準点等）を使用した場合は、従来どおりの記載とする。

3　上記の取扱いについて変更があった場合には、適宜連絡する。

以上

日調連発第２６２号
令和７年１２月１１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和７年４月１日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定が公表されたことに関する地積測量図の作成等における留意点の変更について（通知）

本年５月７日付け日調連発第17号をもって通知した本年４月１日以降に行った測量結果を用いての地積測量図及び不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書の作成等における留意点の変更について、別添のとおり通知します。

各土地家屋調査士会においては、貴会会員へ周知いただきますようお願いします。

なお、地積測量図への記載方法については、法務省民事局民事第二課と協議済みであることを申し添えます。

別添

地積測量図への測地成果の記載について

令和７年４月１日に電子基準点、三角点、水準点等の標高成果が衛星測位を基盤とする最新の値「測地成果 2024」に改定されたことから、同日後に基本三角点等に基づく測量の成果により作成する地積測量図への測地成果の記載方法については、以下のとおりとする。

１　地積測量図に記載する測地成果の基準

既知点	記載	備考
成果「測地成果 2024」	「測地成果 2024」	・　電子基準点のみを既知点とするGNSS 測量によって設置された基本三角点等を既知点とする測量 ・　「標高改定」された基本三角点等を既知点とするGNSS測量、TS測量 ・　使用するジオイド・モデル：ジオイド2024 日本とその周辺
成果「測地成果 2011」	「測地成果 2011」	・　「標高改定」されていない基本三角点等（街区基準点等）を既知点とするGNSS 測量、TS 測量 ・　使用するジオイド・モデル：日本のジオイド2011
ネットワーク型 RTK 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量※	「測地成果 2024」	・　「整合性の確認」のための電子基準点に準拠した基本三角点等とは、X座標及びY座標の較差を点検する（点検する基本三角点等の成果は「測地成果 2011」でも可） ・　使用するジオイド・モデル：ジオイド2024 日本とその周辺

※　ネットワーク型 RTK 法による単点観測法は「測地成果 2024」での配信になるため

２　地積測量図への記載方法

地積測量図への記載方法は、土地家屋調査士業務取扱要領第 68 条作成例別紙 14（別紙参照）に準じて記載するものとする。

記載箇所抜粋

測　地　系	世界測地系（測地成果 2024）
座　標　系	Ⅸ　系
測量年月日	令和〇年〇月〇日

←上記１の内容に合わせて記載

３　参考

国土地理院ウェブサイト「令和７年度　電子基準点、三角点、水準点等の標高改定に伴う公共測量における対応について」

https://www.gsi.go.jp/sokuryosidou/sokuryosidou41048.html

【別紙14-2全求積（TIF）（第68条）】

※　記載例

地　番	185番1・185番5
土地の所在	○○市○○町三丁目

地　積　測　量　図

面　積　計　算

地　番	① 185-1				
測点	Xn	Yn	ΔX	ΔX×Yn	距　離
K52	−143764.414	−22244.157	18.494	−411383.439558	14.57
P145	−143774.404	−22254.774	−18.002	400630.441548	11.00
P144	−143782.416	−22247.235	−20.634	459049.446990	18.41
P142	−143795.038	−22260.650	−24.291	540733.449150	16.01
K39	−143806.707	−22249.677	−7.375	164091.367875	5.78
P138	−143802.413	−22245.801	13.376	−297559.834176	12.23
P139	−143793.331	−22237.597	8.074	−179546.358178	1.50
P140	−143794.339	−22236.480	0.433	−9628.395840	1.93
P146	−143792.898	−22235.192	29.925	−665388.120600	29.86
			倍　面　積	998.557211	
			面　積	499.2786055	
			地　積	499.27　㎡	

地　番	② 185-5				
測点	Xn	Yn	ΔX	ΔX×Yn	距　離
P142	−143795.038	−22260.650	9.379	−208782.636350	18.41
P144	−143782.416	−22247.235	20.634	−459049.446990	11.00
P145	−143774.404	−22254.774	−2.167	48226.095258	14.85
K49	−143784.583	−22265.592	−15.194	338303.404848	5.01
K34	−143789.598	−22265.750	−4.000	89063.000000	1.50
K3	−143788.583	−22264.645	−1.176	26183.222520	3.00
K2	−143790.774	−22262.588	−3.212	71507.432656	1.50
K1	−143791.795	−22263.699	−4.264	94932.412536	4.45
			倍　面　積	383.484478	
			面　積	191.7422390	
			地　積	191.74　㎡	

総合計面積	691.0208445　㎡

測地系	世界測地系(測地成果2011)
座標系	IX 系
測量年月日	△△○○年○月○○日

基本三角点等の名称		X座標	Y座標	備　考
10B16	街区多角点	−143736.910	−22321.746	金属標
10B17	街区多角点	−143813.874	−22249.879	金属標

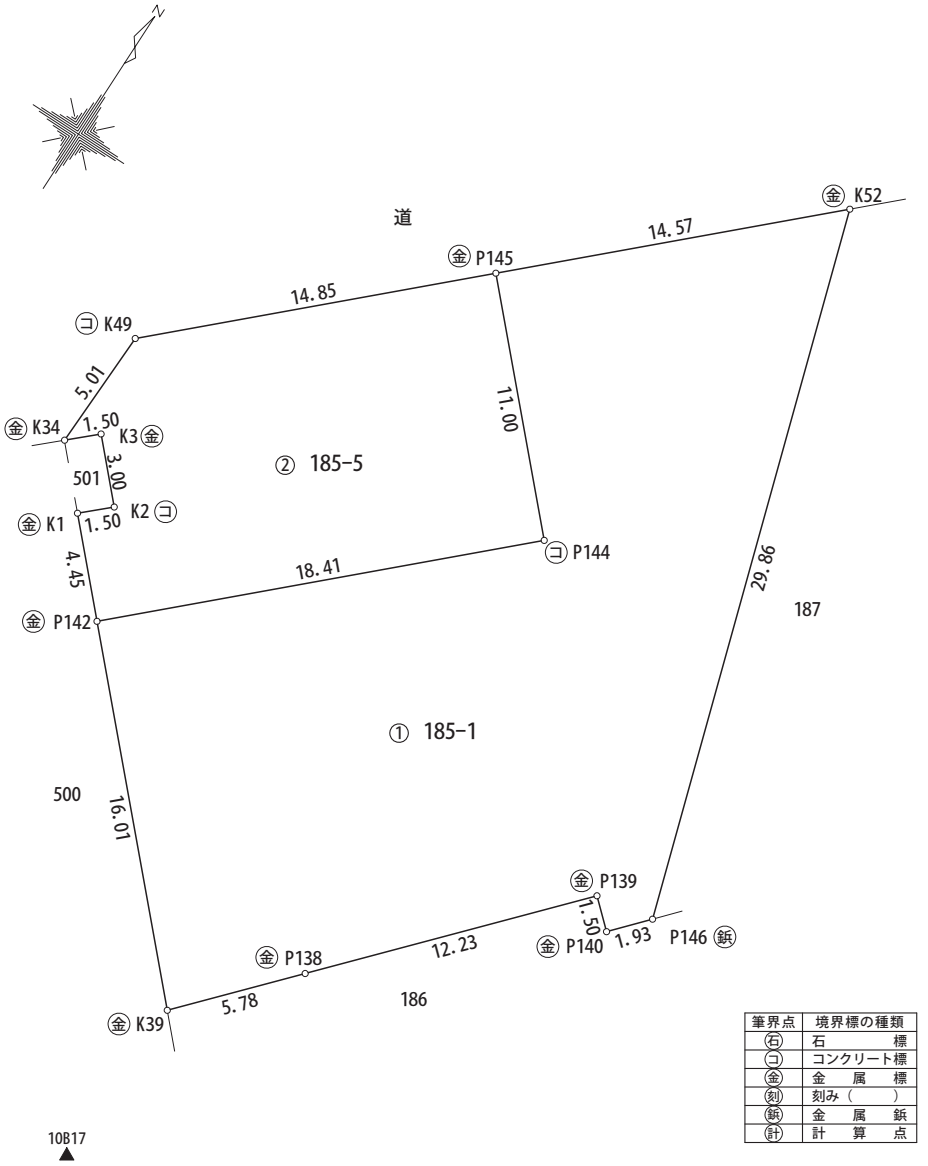

筆界点	境界標の種類
(石)	石　　標
(コ)	コンクリート標
(金)	金　属　標
(刻)	刻み（　）
(鋲)	金　属　鋲
(計)	計　算　点

作成者	○○市○○町一丁目1番地 土地家屋調査士 ○○○号　乙野二郎 （△△○年 ○月 ○○日作成）

申請人	甲　野　一　郎	縮尺	1/250